

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

産業再生法の再構築計画

Q : 産業再生法の優遇措置を受けるためには、再構築計画の認定が必要と聞いたのですが、本当でしょうか。

A : 通産省などの主務大臣の認定を受ける必要があります。

【解説】

産業再生法では、事業再構築計画について認定を受けることを条件に、税制や商法上の様々な優遇措置の適用を受けることができます。

優遇措置の適用を希望する事業者は、将来高い生産性が見込まれる得意分野の事業（中核的事业）を選択し、その事業活動を推進するための拡大策、もしくはリストラ策を明確に示した事業再構築計画を作成し、平成15年3月31日までに通産省などの主務大臣に提出し、認定を受けることになります。

事業再構築計画の認定基準は、①生産性を相当程度向上させること、②計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるもの、③事業者の経営資源（設備、人材など）が有効に活用されるものであること、④中核的事业の生産性の向上を妨げるものでないこと、⑤国民経済の国際経済環境と調和のとれた健全な発展を阻害するものでないこと、⑦同業他社との間に適正な競争が確保され、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと、の7項目に適合するものとなっています。

認定基準の詳細については、9月中旬頃に告示により公表される予定です。

